

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

銀行業としての公共性に鑑み、お客さまや地域社会からの信頼にお応えするため、健全経営と内部留保の充実に努めますとともに、ステークホルダーへの適切な配分を行うという基本方針のもと、以下のとおり当期の期末配当をいたしたいと存じます。

なお、内部留保金につきましては、お客さまへのサービス向上のための設備投資を行うとともに、経営基盤の拡充や経営体質の強化のため有効に活用してまいりたいと考えております。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金12円50銭とし、配当総額は1,555,696,313円といたしたいと存じます。

なお、中間配当金として11円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき24円となり、前期の22円（うち創立80周年記念配当1円）と比較して2円の増配となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	7,000,000,000円
-------	----------------

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	7,000,000,000円
---------	----------------

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役橋本 清、秋山 智、藤崎一男、小坂裕巳、内村廣志、戸部知子及び上西京一郎の7氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	藤田 剛	新任
2	藤崎 一男	再任
3	國井 智之	新任
4	山崎 資郎	新任
5	内村 廣志	再任 社外 独立
6	戸部 知子	再任 社外 独立
7	上西 京一郎	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者 **独立** 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

取締役候補者



候補者番号 ふじ た こう
1 藤田 剛 (1968年2月5日生)

新任

所有する当行の株式数	14,400株	略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)
		1991年 5月 当行入行
		2010年10月 同我孫子支店長
		2016年 6月 同市川支店長
		2018年 6月 同経営企画部長
		2020年 6月 同執行役員経営企画部長
		2022年 6月 同常務執行役員(現任) 経営企画部、人事部 東京事務所担当

取締役候補者とした理由

市川支店長、経営企画部長、執行役員経営企画部長、常務執行役員等を歴任し培った豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者いたしました。



候補者番号 ふじ さき かず お
2 藤崎 一男 (1963年7月21日生)

再任

所有する当行の株式数	18,300株	略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)
		1986年 5月 当行入行
		2014年 6月 同経営企画部長兼経営企画グループリーダー
		2016年 6月 同執行役員総務部長
		2019年 6月 同常務執行役員
		2020年 6月 同取締役常務執行役員(現任) 資金証券部、総務部担当

取締役候補者とした理由

経営企画部長、執行役員総務部長、常務執行役員等を歴任したほか、2020年6月より取締役常務執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者いたしました。



候補者番号 くに い ともゆき

3 國井 智之 (1966年11月22日生)

新任

所有する当行の 株式数 12,000株	略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)
	1989年 5月 当行入行
	2007年 6月 同北小金支店長
	2016年 6月 同融資部長
	2019年 6月 同執行役員浦安支店長
	2020年10月 同執行役員法人営業部長
	2022年 6月 同常務執行役員(現任) 融資部担当

取締役候補者とした理由

融資部長、執行役員浦安支店長、執行役員法人営業部長、常務執行役員等を歴任し培った豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者いたしました。



候補者番号 やまざき しろう

4 山崎 資郎 (1968年11月17日生)

新任

所有する当行の 株式数 10,600株	略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)
	1992年 5月 当行入行
	2010年 4月 同東京支店副支店長
	2018年 6月 同市川支店長
	2019年 6月 同融資部長
	2021年 6月 同執行役員本店営業部長
	2023年 6月 同常務執行役員営業統括部長(現任) 営業統括部担当

取締役候補者とした理由

市川支店長、融資部長、執行役員本店営業部長、常務執行役員営業統括部長等を歴任し培った豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者いたしました。



候補者番号 うちむら ひろし

5 内村 廣志 (1950年4月15日生)

再任

社外

独立

所有する当行の **略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)**

株式数
500株

1974年 4月	大蔵省入省
1993年 7月	同国際金融局調査課長
1999年 7月	金融監督庁 長官官房総務課長
2000年 7月	大蔵省 東海財務局長
2001年 7月	財務省 近畿財務局長
2004年 7月	同関東財務局長
2005年 9月	国土交通省 政策統括官
2006年 7月	社団法人第二地方銀行協会 (現一般社団法人第二地方銀行協会) 副会長・専務理事
2015年11月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (現損害保険ジャパン株式会社) 法務部顧問
2016年 6月	当行社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大蔵省に入省し、東海、近畿、関東の各財務局長等の職務を通じて培ってきた金融全般における豊富な知識・経験を有しており、中長期的な経営戦略やコーポレートガバナンスの強化について有益な助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割や高い監督機能の発揮を期待して、社外取締役候補者とした。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

独立性について

同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏が2015年10月まで副会長・専務理事を務めておられた一般社団法人第二地方銀行協会へ会費等の支払がありますが、2023年度の取引額は、同協会経常収益の1%未満であり、独立性に影響を与えるものではありません。



候補者番号

6

と べ と も こ
戸部 知子

(1957年1月19日生)

再任

社外

独立

所有する当行の

株式数

0株

略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)

1980年 4月	千葉県庁入庁
2013年 4月	同商工労働部経済政策課長
2014年 4月	同商工労働部次長
2015年 4月	同生活安全・有害鳥獣担当部長
2016年 4月	同労働委員会事務局長
2017年 4月	日本赤十字社千葉県支部事務局長
2020年 6月	当行社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

千葉県及び日本赤十字社における職務を通じて培ってきた豊富な知識・経験を有しており、中長期的な経営戦略や地域振興分野への取り組みについて有益な助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割や高い監督機能の発揮を期待して、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

独立性について

同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏が2017年3月まで労働委員会事務局長等を務めておられた千葉県と当行の間には融資取引があり、当行から同県へ寄付を行っております。また、2020年3月まで千葉県支部事務局長を務めておられた日本赤十字社と当行の間には融資取引があり、当行から同社へ寄付を行っております。2023年度の取引額は、いずれも、当該取引先連結売上高又は経常収益の1%未満、当行連結業務粗利益の1%未満であり、独立性に影響を与えるものではありません。



候補者番号 うえにしきょういちろう

7 **上西京一郎**

(1958年1月15日生)

再任

社外

独立

所有する当行の

株式数
0株

略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)

1980年 4月	株式会社オリエンタルランド入社
2001年 5月	同総務部秘書役
2003年 5月	同総務部長
2003年 6月	同取締役総務部長
2005年 5月	同取締役執行役員総務部長
2006年 4月	同取締役執行役員
2008年 4月	同取締役執行役員経営戦略本部長
2009年 4月	同代表取締役社長兼COO社長執行役員
2013年 4月	同代表取締役社長兼COO社長執行役員 経営戦略本部長・テーマパーク統括本部長
2013年10月	同代表取締役社長兼COO社長執行役員 経営戦略本部長
2014年 4月	同代表取締役社長兼COO社長執行役員
2021年 6月	同特別顧問(現任)
2022年 4月	株式会社みずほ銀行社外取締役 (監査等委員)(現任)
2022年 6月	当行社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況)
株式会社オリエンタルランド特別顧問
株式会社みずほ銀行社外取締役(監査等委員)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

株式会社オリエンタルランドの代表取締役社長兼COO社長執行役員等を歴任し、企業経営者として長年培ってきた豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を有しており、中長期的な経営戦略やお客様本位の業務運営について有益な助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割や高い監督機能の発揮を期待して、社外取締役候補者としたしました。同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

独立性について

同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏が2021年6月まで代表取締役社長兼COO社長執行役員を務めておられた株式会社オリエンタルランドと当行の間には融資取引があり、当行から同社へ店舗賃借料等の支払がありますが、2023年度の取引額は、当該取引先連結売上高の1%未満、当行連結業務粗利益の1%未満であり、独立性に影響を与えるものではありません。

- (注) 1. 取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 内村廣志、戸部知子及び上西京一郎の3氏は社外取締役候補者であります。なお当行は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者の責任限定契約について
内村廣志、戸部知子及び上西京一郎の3氏が選任された場合、当行は3氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当行は保険会社との間で取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に対する損害等は補償対象外としております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役稗田一浩及び岩原淳一の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名	現在の当行における地位
1	ひえだ かずひろ 稗田 一浩 再任	監査役
2	いわはら じゅんいち 岩原 淳一 再任 社外 独立	監査役（社外監査役）

再任 再任監査役候補者

社外 社外監査役候補者

独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

監査役候補者



候補者番号 ひえだ かずひろ

1 稗田 一浩 (1961年2月27日生)

再任

所有する当行の株式数	略歴、当行における地位(重要な兼職の状況)
17,500株	1984年 5月 当行入行
	2011年 6月 同本町支店長
	2013年 6月 同個人融資部長
	2014年 6月 同監査部長
	2018年 6月 同リスク管理部長
	2020年 6月 同常勤監査役(現任)

監査役候補者とした理由

個人融資部長、監査部長、リスク管理部長等を歴任し培った幅広い知識と豊富な業務経験を有しております。その知識と経験を引き続き当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が図れるものと判断して監査役候補者といたしました。



候補者番号 いわはら じゅんいち

2 岩原 淳一 (1946年9月20日生)

再任

社外

独立

所有する当行の株式数	略歴、当行における地位(重要な兼職の状況)	
0株	1969年 9月	宮坂公認会計士事務所入所
	1970年 4月	監査法人第一監査事務所 (現 E Y 新日本有限責任監査法人) 入所
	1973年 4月	公認会計士登録
	1988年 1月	センチュリー監査法人 (現 E Y 新日本有限責任監査法人) 代表社員
	2011年 7月	岩原公認会計士事務所設立(現任)
	2020年 6月	当行社外監査役(現任)

社外監査役候補者とした理由

公認会計士として長年培ってきた財務及び会計に関する幅広い専門知識と豊富な経験を有しております。その知識と経験を当行の経営に活かしていただくことにより、監査機能の一層の強化が図れるものと判断して社外監査役候補者いたしました。同氏の当行社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

独立性について

同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏が2011年6月までコンプライアンス室長等を務めておられた新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)へ会計監査報酬等の支払を行っておりますが、2023年度の取引額は、同法人収入の1%未満であり、独立性に影響を与えるものではありません。

- (注) 1. 監査役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩原淳一氏は社外監査役候補者であります。なお当行は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外監査役候補者の責任限定契約について
岩原淳一氏が選任された場合、当行は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当行は保険会社との間で取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に対する損害等は補償対象外としております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時には同内容での更新を予定しております。

〈ご参考〉スキルマトリックス

第2号議案及び第3号議案が承認された場合の各役員の専門性は、下記のとおりです。

なお、下記の一覧表は各取締役、監査役の有するすべての知識・経験・能力等を表すものではありません。

	取締役						
氏名							
役職	熊谷 俊行 取締役頭取 (代表取締役)	市川 達史 取締役専務執行役員 (代表取締役)	藤田 剛 取締役専務執行役員 (代表取締役)	藤崎 一男 取締役 常務執行役員	國井 智之 取締役 常務執行役員	山崎 資郎 取締役 常務執行役員	秋山 勝貞 取締役 (社外取締役)
企業経営 組織運営							
金融 財務・会計							
法務 リスクマネジメント							
地域営業 地方創生							
市場運用							
IT デジタル							

取締役の社外役員比率

40% (4名/10名)































監査役の社外役員比率

60% (3名/5名)

取締役の女性役員比率

10% (1名/10名)

監査役

取締役			監査役				
							
内村 廣志 取締役 (社外取締役)	戸部 知子 取締役 (社外取締役)	上西 京一郎 取締役 (社外取締役)	稗田 一浩 常勤監査役	尾池 伸一 常勤監査役	小野 功 監査役 (社外監査役)	花田 力 監査役 (社外監査役)	岩原 淳一 監査役 (社外監査役)
							
							
							
							
							
							

 : 企業経営 組織運営
  : 金融 財務・会計
  : 法務 リスクマネジメント
  : 地域営業 地方創生
  : 市場運用
  : IT デジタル

〈ご参考〉 社外役員の独立性判断基準

当行における社外取締役又は社外監査役は、現在又は最近（注1）において、以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

1. 当行を主要な取引先（注2）とする者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
2. 当行の主要な取引先（注3）である者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
3. 当行から役員報酬以外に、過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）。
4. 当行の主要株主（注4）、又はその業務執行者。
5. 次に掲げる者（重要（注5）でない者を除く）の近親者（注6）。
 - （1）上記1から4までに該当する者。
 - （2）当行及びその子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等。

（注1）実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

（注2）当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払がある先。

（注3）当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上の支払のある先。

（注4）総議決権の10%以上を所有する株主。

（注5）業務執行者については会社・取引先の役員を、会計事務所や法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士などを指す。

（注6）二親等内の親族。

以 上